(ま)漁業	籠を使用してかにをとることを目的とする	15	区	一〇・三〇	七・五三	五・八一	三・四四	五・〇一	五・九七	三・四〇	六・〇八	四・四九	一・八五	一・五九	二・七八	五・二五	〇・一〇																
(ま)漁業法第六条第三項に規定する定置漁業以外の定置漁業であってその操業期間が九月未満のもの		16	区	七・九七	五・七一	四・五三	二・六二	三・八八	四・六一	二・六三	一・〇八	一・三三	一・〇八	一・四〇	一・九一	三・四六	〇・一〇																
		17	区	一四・二五	一〇・一〇	七・八三	五・二五	七・四七	九・六五	七・六一	二・八三	五・五八	二・二八	二・五八	四・七五	八・五一	〇・一〇																
		18	区	八・七一	六・二四	五・〇五	三・二八	四・五六	五・四〇	四・〇七	一・五九	二・四〇	一・四一	二・七八	五・三五	五・三五	〇・一〇																
		19	区	一二・一八	八・三一	六・二四	四・一六	五・八六	七・五八	五・九〇	一・八八	一・七九	一・八八	一・七九	三・六七	六・八三	〇・一〇																
(ま)漁業法第六条第三項に規定する定置漁業以外の定置漁業であってその操業期間が九月以上のもの		17	区	九・七〇	七・九一	六・四一	三・七一	五・一五	四・四三	五・九〇	一・四一	二・九一	一・四一	二・九一	五・五一	五・五一	〇・一〇																
		18	区	七・七〇	五・八一	四・九一	二・九一	三・七一	四・四〇	五・九〇	一・八一	二・九一	一・四一	二・九一	五・五一	五・五一	〇・一〇																
		19	区	九・二〇	七・七一	六・三〇	三・七一	四・八九	五・八六	四・八九	二・四〇	四・二〇	二・四〇	四・二〇	四・四〇	五・〇五	〇・一〇																
(ま)漁業法第六条第三項に規定する定置漁業であってさけをとることを目的とするもの				一〇・七七	八・四六	六・九二	三・九五	六・八四	六・五四	六・二五	二・四七	六・四七	四・六二	一・七三	六・五四	六・五四	〇・一〇																
(ま)漁業法第六条第三項に規定する定置漁業（(ま)に掲げるものを除く。）であってその操業期間が九月未満のもの		20	区	一四・九一	一〇・八一	八・二四	五・六五	八・七三	一一・〇四	七・九一	八・七四	八・七四	二・三三	二・四七	五・〇三	八・八九	〇・一〇																
		21	区	九・九〇	七・六〇	五・九二	四・〇〇	五・七九	七・三三	五・二六	六・〇五	六・〇五	四・二五	四・二五	三・四八	六・一八	〇・一〇																
		22	区	一二・〇四	八・三六	六・五二	四・八〇	七・〇四	八・九二	八・〇五	七・〇〇	七・〇〇	五・〇五	一・九八	四・〇七	七・〇七	〇・一〇																
(ま)漁業法第六条第三項に規定する定置漁業以外の定置漁業であってその操業期間が九月以上のもの		20	区	一四・九一	一〇・八一	八・二四	五・六五	八・七三	一一・〇四	七・九一	八・七四	八・七四	二・三三	二・四七	五・〇三	八・八九	〇・一〇																
		21	区	九・九〇	七・六〇	五・九二	四・〇〇	五・七九	七・三三	五・二六	六・〇五	六・〇五	四・二五	四・二五	三・四八	六・一八	〇・一〇																
		22	区	一二・〇四	八・三六	六・五二	四・八〇	七・〇四	八・九二	八・〇五	七・〇〇	七・〇〇	五・〇五	一・九八	四・〇七	七・〇七	〇・一〇																
(ま)漁業法第六条第三項に規定する定置漁業以外の定置漁業であってその操業期間が九月以上のもの		17	区	九・七〇	七・九一	六・四一	三・七一	五・一五	四・四三	五・九〇	一・四一	二・九一	一・四一	二・九一	五・五一	五・五一	〇・一〇																
		18	区	七・七〇	五・八一	四・九一	二・九一	三・七一	四・四〇	五・九〇	一・八一	二・九一	一・四一	二・九一	五・五一	五・五一	〇・一〇																
		19	区	九・二〇	七・七一	六・三〇	三・七一	四・八九	五・八六	四・八九	二・四〇	四・二〇	二・四〇	四・二〇	四・四〇	五・〇五	〇・一〇																
(ま)漁業法第六条第三項に規定する定置漁業であってさけをとることを目的とするもの				一〇・七七	八・四六	六・九二	三・九五	六・八四	六・五四	六・二五	二・四七	六・四七	四・六二	一・七三	六・五四	六・五四	〇・一〇																
(ま)漁業法第六条第三項に規定する定置漁業（(ま)に掲げるものを除く。）であってその操業期間が九月未満のもの		20	区	一四・九一	一〇・八一	八・二四	五・六五	八・七三	一一・〇四	七・九一	八・七四	八・七四	二・三三	二・四七	五・〇三	八・八九	〇・一〇																
		21	区	九・九〇	七・六〇	五・九二	四・〇〇	五・七九	七・三三	五・二六	六・〇五	六・〇五	四・二五	四・二五	三・四八	六・一八	〇・一〇																
		22	区	一二・〇四	八・三六	六・五二	四・八〇	七・〇四	八・九二	八・〇五	七・〇〇	七・〇〇	五・〇五	一・九八	四・〇七	七・〇七	〇・一〇																
(ま)漁業法第六条第三項に規定する定置漁業以外の漁業（(ま)から(ま)までに掲げるものを除く。）				七・七九	五・五五	四・四七	二・六三	二・九四	三・四二	一・六九	四・三三	三・二四	一・三九	一・〇一	二・〇九	三・九四	〇・一〇																
(ま)十トン未満の漁船により(ら)から(ま)まで及び(ま)に掲げる漁業のうち二以上の漁業を併せて営む漁業（(ま)から(ま)までに掲げるものを除く。）		23	区	一〇・八九	八・九三	七・四二	四・五九	五・九五	七・四	四・一九	六・三六	四・五五	一・九九	一・二三	二・七五	五・一五	〇・一〇																
		24	区	七・一六	五・八四	四・九七	三・二七	三・九〇	四・七〇	二・七六	四・〇一	三・四	一・四三	〇・七八	一・六六	三・三三	〇・一〇																
		25	区	一五・四〇	一一・二五	八・六一	五・一四	一〇・二三	一三・〇五	九・五〇	八・四七	六・一二	二・五〇	二・三三	四・五九	五・一五	〇・一〇																
(ま)十トン未満の漁船により(ら)から(ま)まで及び(ま)に掲げる漁業のうち二以上の漁業を併せて営む漁業であって船びき網を使用して営む漁業を主とするもの		26	区	一一・四一	八・五六	六・六六	四・二三	七・五八	九・六七	七・〇四	六・五一	四・〇六	一・七八	一・七五	三・四九	六・一九	〇・一〇																
		27	区	九・五一	七・三	五・五五	三・四四	六・二五	八・〇六	五・八七	五・四三	三・八三	一・五九	一・四六	二・九一	五・二五	〇・一〇																
		28	区	一二・九五	八・三九	六・五五	三・八〇	六・二	七・五九	五・二六	六・〇九	五・四五	二・四	一・八四	三・三	五・九一	〇・一〇																
(ま)十トン未満の漁船により(ら)から(ま)まで及び(ま)に掲げる漁業のうち二以上の漁業を併せて営む漁業であって、漁具を使用して営む漁業（(ま)から(ま)までに掲げるものを除く。）		29	区	八・九七	六・八九	五・二九	三・三三	四・五九	五・七〇	三・九五	五・〇四	三・七九	一・四九	一・三六	二・五九	四・八〇	〇・一〇																
		30	区	九・五四	七・一三	五・六四	三・五七	四・八八	六・〇六	四・二〇	五・二九	三・九一	三・八八	一・五〇	二・六五	五・〇六	〇・一〇																
		31	区	八・九〇	六・八〇	五・四〇	三・三〇	四・四七	五・五七	三・八一	四・九〇	三・七〇	三・八〇	二・五〇	四・九〇	五・四〇	〇・一〇																
(ま)十トン未満の漁船により(ら)から(ま)まで及び(ま)に掲げる漁業のうち二以上の漁業を併せて営む漁業（(ま)から(ま)までに掲げるものを除く。）		32	区	六・二三	四・九四	三・〇六	二・四七	三・〇三	三・五五	二・五七	三・五五	二・五七	二・八八	一・九九	二・六〇	四・七〇	〇・一〇																
		33	区	七・六〇	五・七〇	四・七〇	二・八〇	三・八二	四・八四	四・二六	四・二〇	三・二六	三・一〇	二・一〇	三・九〇	五・〇六	〇・一〇																